

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	瀬戸内町

瀬戸内町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：瀬戸内町農林課

所在地：鹿児島県大島郡瀬戸内町
古仁屋船津 2 3 番地

電話番号：0997-72-1174

F A X 番号：0997-73-1019

メールアドレス：nousei@town.setouchi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス・アマミノクロウサギ・ヒヨドリ・ネズミ
計画期間	6年度～8年度
対象地域	瀬戸内町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹類 (たんかん)	2,093千円 1.6 ha
	飼料作物 (ローズグラス等)	385千円 2.26 ha
	野菜類 (かぼちゃ等)	28千円 0.04 ha
	いも類 (バレーショ等)	43千円 0.07 ha
	工芸作物 (さとうきび)	708千円 0.74 ha
	計	3,257千円 4.72 ha
カラス	果樹類 (たんかん)	1,601千円 1.22 ha
	計	1,601千円 1.22 ha
アマミノクロウサギ	果樹類 (たんかん)	7千円 0.01 ha
	計	7千円 0.01 ha
ヒヨドリ	果樹類 (たんかん)	3,845千円 2.94 ha
	野菜 (はくさい等)	9千円 0.08 ha
	計	3,855千円 3.02 ha
ネズミ	—	—
合計	8,719千円	8.96 ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

町の主な農畜産物は、たんかんなどの果樹類及びさとうきびで農業産出額は524百万円となっている。これまで、鳥獣被害防止対策として有害鳥獣捕獲や侵入防止柵を設置している。侵入防止柵を未整備の農地や見回り等整備後の維持管理が十分ではなかった農地等では被害が発生している。

○イノシシ

本島地区においては野菜類（イモ類、かぼちゃ）、果樹類（たんかん、津之輝）やサトウキビの被害が多く、果樹類については幼木樹への掘り起こし等の被害が多発しており発育不良を起こす要因となっている。

加計呂麻地区においては、サトウキビや野菜類・飼料作物を中心に被害が多い。

請島、与路島地区においても飼料作物を中心に被害が発生している。

被害の発生時期は、植付後から収穫期にかけての掘り起こし、食害等の被害を中心に植付準備期の被害が発生している。

また、近年、集落内の農地や民家付近まで徘徊・加害するイノシシも多く見られ、農家の生産意欲の低下とともに、高齢者の不安感に繋がっている。

○カラス

町内全域で果樹類の被害が発生している。

特に果樹類の生産と養殖業が盛んな集落では大きな被害となっている。ポンカン・津之輝については着色期である11月下旬から、たんかんについては12月中旬から収穫後期の3月中旬まで被害が発生している。

○アマミノクロウサギ

町内の山間部で栽培されているカンキツ園において成木・幼木共に幹が食害され生育不良や品質不良を引き起こす要因となっている。

○ヒヨドリ

町内全域で果樹類、野菜類の被害が発生している。

特に果樹類の生産が盛んな集落では大きな被害となっている。ポンカン・津之輝の着色期である11月下旬から、たんかんについては12月中旬から収穫後期の3月中旬まで被害が発生している。

○ネズミ

町内本島側での果樹類（マンゴーやパッションフルーツ）、野菜（かぼちゃ等）、サトウキビ、ドラゴンフルーツ等の成熟物への被害が見受けられ、今後たんかん・ポンカン・津之輝等の主要品目への被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(単位:千円/ha)

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	3,257千円 4.72ha	2,279千円 3.304ha
カラス	1,601千円 1.22ha	1,120千円 0.85ha
アマミノクロウサギ	7千円 0.01ha	5千円 0.007ha
ヒヨドリ	3,855千円 3.02ha	2,699千円 2.11ha
ネズミ	—	—
合計	8,719円 8.96ha	6,103千円 6.27ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・病害鳥獣捕獲奨励金による助成 ・緊急捕獲活動支援事業による助成 ・捕獲機材の整備 【国庫事業実績】 H29年度 カラス用わな 1基 R2年度 イノシシ用わな 12基 アニマルセンサー 10台 R3年度 電気止め刺し 1台 R4年度 センサーカメラ 3機	<ul style="list-style-type: none"> ・病害鳥獣の捕獲を今後も継続が必要。 ・猟友会等の更なる確保と鳥獣被害対策実施隊の強化。 ・行政範囲が広く、集落数も多いため捕獲機材(箱罠等)の不足。 ・箱罠による捕獲については、設置の捕獲技術に個人差がある。このため、捕獲技術の向上が急務
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の農家による簡易な侵入防止柵、防鳥ネットの設置。 ・県補助事業による侵入防止柵の整備 R2年度 (金網柵4,700m) R3年度 (金網柵4,000m) R4年度 (金網柵7,700m)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政範囲が広く集落数も多いため、侵入防止柵の整備が不足。 ・個々で設置しているトタン等の侵入防止柵は侵入防止の効果が低いことから、鳥獣被害対策実施隊による地域住民に効果的な柵設置の周知・

	・侵入防止柵設置・施工指導研修会の実施。	啓発活動の実施が必要。
生息環境管理 その他	・放任果樹の伐採。	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

瀬戸内町有害鳥獣対策協議会において本町の被害防止対策を協議し、関係機関と連携を図りながら総合的な被害防止対策に取り組む。

また、鳥獣被害対策実施隊による集落巡回等により実働的な被害防除の啓発活動を実施する。

今後の計画

- ① 計画的な侵入防止柵の整備
- ② 箱罠等の捕獲機材やICT機材の整備
- ③ 農家等の狩猟免許取得の推進及び捕獲従事者の捕獲技術向上対策
- ④ 鳥獣被害対策の普及啓発を図るため集落住民を対象とした研修会等の実施
- ⑤ 鳥獣被害対策実施隊が主体となった鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲は99人の猟友会員で実施しており、内第一種猟銃免許所持者は39人で1～6班の班編成で活動している。

鳥獣被害対策実施隊の構成員20人のうち狩猟免許所持者は10人であり一斉捕獲・追払い活動等の緊急を要する場合に出動している。

(内訳本島62人、加計呂麻・請・与路37人)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カラス	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となり、集落住民や農家を対象とした研修会を開催するほか、狩猟免許の取得を推進し、捕獲従事者の確保を図る。 ① 病害鳥獣捕獲奨励金（750千円） ② 鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲の強化 ③ ICT捕獲機材の導入
令和7年度	イノシシ カラス	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となり、集落住民や農家を対象とした研修会を開催するほか、狩猟免許の取得を推進し、捕獲従事者の確保を図る。 ① 病害鳥獣捕獲奨励金（750千円） ② 鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲の強化 ③ ICT捕獲機材の導入
令和8年度	イノシシ カラス	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となり、集落住民や農家を対象とした研修会を開催するほか、狩猟免許の取得を推進し、捕獲従事者の確保を図る。 ① 病害鳥獣捕獲奨励金（750千円） ② 鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用した捕獲の強化 ③ ICT捕獲機材の導入

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシについては町内全域で年間を通して銃器，罠による捕獲を実施する。捕獲数は令和2年度541頭，令和3年度410頭，令和4年度469頭であった。年々捕獲数は減少しているが、個体数や被害状況は増加傾向にあることから年間600頭を捕獲計画とする。	
カラスについては，町内全域において銃器，捕獲罠を用いて年間を通して捕獲を実施する。捕獲数は令和2年度181羽，令和3年度187羽，令和4年度256羽であった。捕獲数は増加しているが、被害状況は増加傾向にあり有害捕獲期間の延長を行っていることから年間500羽とした。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	600	600	600
カラス	500	500	500

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器，捕獲罠等を活用し町内全域で年間を通じた捕獲を行う。また，緊急を要する場合は瀬戸内町鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）
第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（県補助事業）		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	金網柵 10,000m	金網柵 8,000m	金網柵 6,000m
アマミノクロウサギ	金網柵 300m	金網柵 300m	金網柵 300m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年	イノシシ カラス アマミノクロウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して鳥獣被害防止対策を周知する。 ・管理組合ごとによる金網柵等の設置と自主管理を促進し、金網柵の整備済み地区には適正な維持管理を指導する。 ・カラスについては、農家個々でテグスや防鳥ネットによる被害防止を推進し、果樹生産が盛んな集落（嘉鉄、久根津、篠川、阿鉄、勝浦、阿木名）についてはカラス捕獲罠を活用した捕獲を実施する。

令和7年	イノシシ カラス アマミノクロウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して鳥獣被害防止対策を周知する。 ・管理組合ごとによる金網柵等の設置と自主管理を促進し、金網柵の整備済み地区には適正な維持管理を指導する。 ・カラスについては、農家個々でテグスや防鳥ネットによる被害防止を推進し、果樹生産が盛んな集落（嘉鉄、久根津、篠川、阿鉄、勝浦、阿木名）についてはカラス捕獲罠を活用した捕獲を実施する。
令和8年	イノシシ カラス アマミノクロウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して鳥獣被害防止対策を周知する。 ・管理組合ごとによる金網柵等の設置と自主管理を促進し、金網柵の整備済み地区には適正な維持管理を指導する。 ・カラスについては、農家個々でテグスや防鳥ネットによる被害防止を推進し、果樹生産が盛んな集落（嘉鉄、久根津、篠川、阿鉄、勝浦、阿木名）についてはカラス捕獲罠を活用した捕獲を実施する。

（注） 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年	イノシシ カラス アマミノクロウサギ ヒヨドリ ネズミ	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して、緩衝帯の設置、放任果樹の伐採、落下果樹の除去等の鳥獣被害防止対策を周知する。
令和7年	イノシシ カラス アマミノクロウサギ ヒヨドリ ネズミ	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して、緩衝帯の設置、放任果樹の伐採、落下果樹の除去等の鳥獣被害防止対策を周知する。

令和8年	イノシシ カラス アマミノクロウサギ ヒヨドリ ネズミ	・協議会及び実施隊が中心となって町広報誌や集落座談会等を活用して、緩衝帯の設置、放任果樹の伐採、落下果樹の除去等の鳥獣被害防止対策を周知する。
------	---	---

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

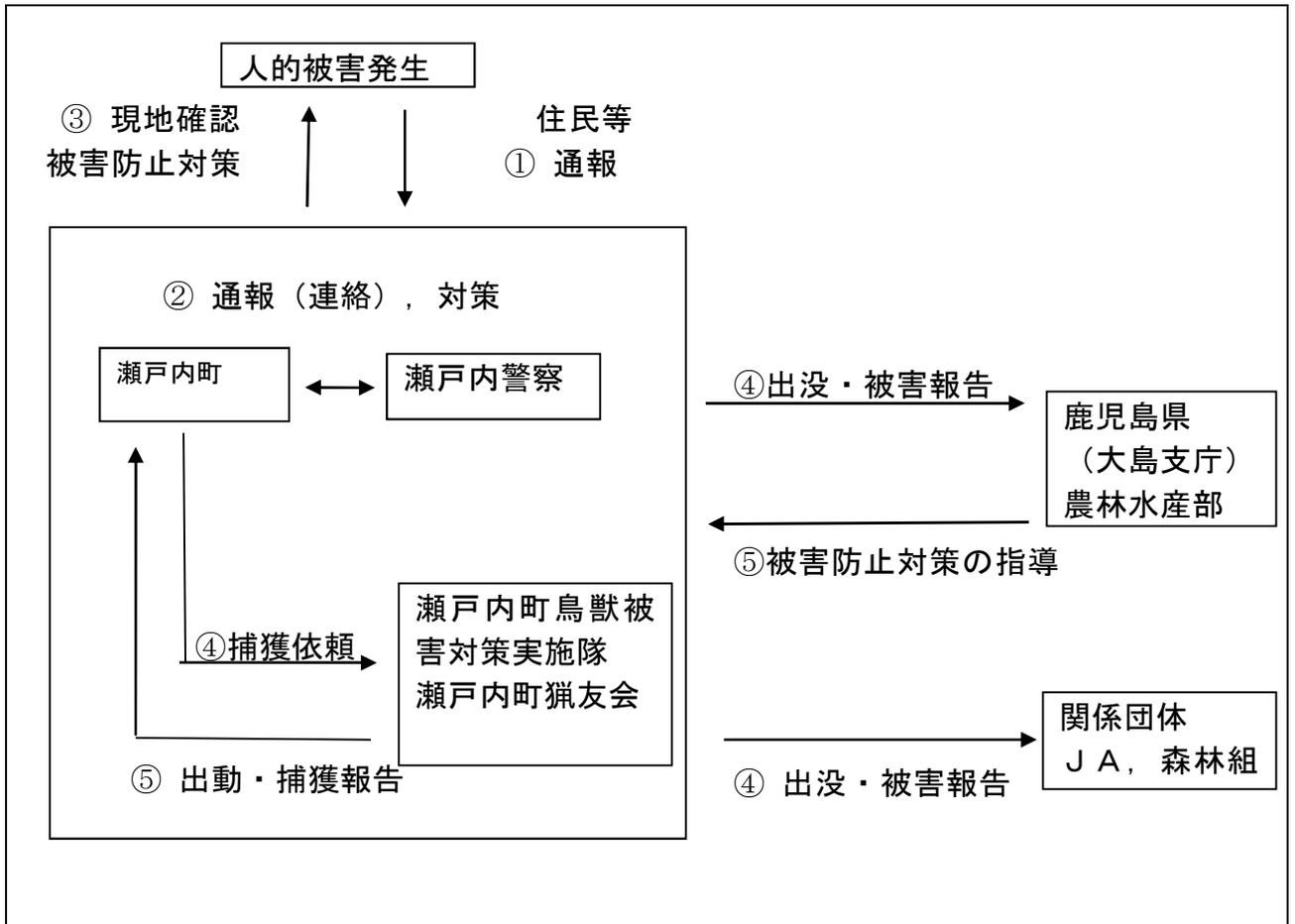
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
瀬戸内町農林課	・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施 ・関係機関の連絡調整 ・町民に対する周知
奄美野生生物保護センター	・誤捕獲、死亡していたクロウサギの発見等した場合の対応
瀬戸内町立郷土館	・捕獲した場合、連絡
大島支庁	・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
瀬戸内警察署	・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・町民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報の問い合わせ内容の町への情報提供
瀬戸内町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣の捕獲 ・被害発生や出没情報等の情報提供
瀬戸内町猟友会	・有害鳥獣の捕獲 ・被害発生や出没情報等の情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したカラスの処理については、捕獲後速やかに埋設処分を行い、イノシシについては、食用としての活用及び埋設処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは、食肉加工施設において解体し、利活用する。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし

(油脂, 骨製品, 角製品, 動物園等でのと体給餌, 学術研究等)	
-----------------------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>年間処理計画頭数：30頭 運営体制：加計呂麻島ジビエ研究会（3人）が兼業にて施設運営を行っている。処理した食品はインターネット販売、加計呂麻の特産物直売所にて販売。 食品安全性取組：国産ジビエ認証については、これから取得予定。</p>
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	瀬戸内町有害鳥獣対策協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
瀬戸内町農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。 また、被害対策に対する技術指導を行う。
大島支庁農政普及課瀬戸内駐在	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲に関する技術指導を行う。
大島支庁林務水産課瀬戸内駐在	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲に関する技術指導を行う。
瀬戸内町猟友会	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲の実施を行う。
あまみ農業協同組合瀬戸内支所	対象鳥獣を巡回し、営農及び鳥獣被害に関する情報提供や技術指導を行う。
瀬戸内町認定農業者連絡協議会	農地における被害状況や農家間の連絡調整を図り、関係機関への情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大島支庁農政普及課	野生鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供その他必要な連携を図る。
奄美野生生物保護センター	捕獲後、死亡していたクロウサギの発見等した場合対応する。
瀬戸内町立郷土館	捕獲した場合、連絡する。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>設置年月日：平成24年3月30日（民間隊員設置：平成25年3月27日）</p> <p>構成：実施隊全体20人</p> <p>（内訳）瀬戸内町農林課関係職員11人うち狩猟免許保持者3人 民間隊員9人（猟友会）</p> <p>活動内容：研修会の開催や被害発生個所の調査、見回り等の対策、研修会の開催や被害発生箇所調査や見回り、一斉捕獲・追い払い活動等の活動。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となって、集落ぐるみで野生鳥獣を近づけない取組を普及啓発する。また、管理組合ごとに侵入防止柵の維持管理をする等、集落住民が主体となった鳥獣被害対策に取り組むほか、捕獲の担い手を育成するための技術研修等の支援を行い、体制の整備を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

瀬戸内町有害鳥獣対策協議会が中心となって関係機関との連携を図り、共同で講演会情報交換会、現地研修会を開催する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成20年度（1期）	平成21年 4月 9日
平成24年度（2期）	平成24年 3月31日
平成24年度（2期変更）	平成25年 3月22日
平成26年度（3期）	平成26年11月 2日
平成26年度（3期変更）	平成28年11月 1日
平成29年度（4期）	平成30年 3月 7日
令和2年度（5期）	令和 3年 3月31日
令和5年度（6期）	令和 6年 3月31日